

# 第1章 参加と連携による環境保全

## 第1節 環境保全活動の推進

### 現状と課題

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。

### 施策の展開

#### 1 県民総参加による環境保全活動の推進

##### (1) 信州豊かな環境づくり県民会議による環境保全活動

県では、県民、事業者、行政の各主体が参加と連携の下、地域の課題に取り組むための推進母体として「信州豊かな環境づくり県民会議」（構成団体：県内の各種団体・事業者及び県）及び「同地域会議」を組織し、その活動を支援しています。

表2-1-1 平成27年度「信州豊かな環境づくり県民会議」事業概要

- ・地球温暖化防止運動
- ・循環型社会形成に向けた取組
- ・人材育成を図る研修会の開催
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施
- ・環境美化運動等
- ・情報の収集、提供、啓発及び印刷物の刊行配布
- ・環境保全に関するポスター、標語の募集
- ・信州環境フェア2015への参加
- ・県民会議表彰

##### (2) 自主的な取組の支援

企業や団体、NPOなどによる自然保護、森林整備、環境美化、温暖化対策などの活動を推進するとともに、「地域発元気づくり支援金」「森林（もり）の里親促進事業」などにより各活動を支援しています。

##### (3) 環境保全意識の普及啓発

###### ア 環境月間

国は、環境基本法において6月5日を「環境の日」として定め、6月の1か月間を環境月間として設定し、環境問題についての関心と理解を深めるための各種行事を実施しています。

県においても、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全活動の一層の推進を図るため、国の環境月間に合わせて全県的な運動を展開しています。

→「資料編：表2-1-2 環境月間の主な行事」p.131

## イ 信州環境フェア2015

信州環境フェアは、自然豊かな信州の地で暮らす県民、NPO、事業者、行政が手を取り合って、環境保全の取組を推進し、持続可能な社会を構築することを目的として開催する県下最大級の環境イベントです。

県は、このイベントを主催する「信州環境フェア実行委員会」に参画し、子どもから大人まで楽しみながら環境について学び、考えるものとなるよう、このイベントの企画・運営に携わっています。

平成13年度の開始以来、第15回目となる今回は「水」をメインテーマとし、平成27年8月22日（土）・24日（日）の2日間にわたり長野市のビッグハットにおいて、多くの企業・団体の出展の下、それぞれの環境保全に関する取組などが紹介され、2日間の来場者数は5,957人となりました。

また、県内各地域で開催される環境イベントなどと連携する「信州環境フェア地域連携事業」を県下6地域（佐久、上小、諏訪、上伊那、木曾、松本）で実施しました。



## ウ 環境衛生週間

廃棄物処理法が昭和46年9月24日から、「浄化槽法」が昭和60年10月1日からそれぞれ施行されたことを記念して、国では、9月24日から10月1日までを「環境衛生週間」と定めています。県においても、この期間中に、市町村を中心として生活環境の保全と公衆衛生の向上に向けて各種事業を実施しています。

## エ 環境にやさしい買い物キャンペーン

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが日常生活における消費行動において、資源の有効利用に配慮した商品の選択や、過剰包装を避けるなどの環境に配慮した行動を実践することが重要です。

このため、県では、広く県民や事業者の参加を得ながら、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を平成12年度から実施しています。

平成27年度は、10月をキャンペーン実施期間として、941店舗と13の消費者団体などに参加していただき、「環境負荷の低減に資する商品を購入しよう」という消費行動を推進するために、環境ラベルを集めて応募すると抽選で賞品が当たる懸賞を実施し、542人の方に参加いただきました。

期間中、参加店舗において、環境配慮型商品や店舗の環境配慮の取組等について学習する「スーパーエコ探検」を実施しました。また、消費者団体の皆さんには、本キャンペーン参加店舗において、消費者の環境配慮に関するアンケート調査などを実施していただきました。

## オ グリーン購入法\*

「長野県グリーン購入推進方針」を策定し、環境に配慮した物品等を調達するよう努めています。

\* グリーン購入→p.180

## 第2節 環境教育の推進

### 現状と課題

地域の環境は、行政だけではなく、地域住民が自分たちの手で保全していくことが重要であることから、県では、全ての県民が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題を解決する能力を高められるよう、それぞれの年齢層に応じ、環境教育・環境学習に取り組む仕組みづくりを進めています。

### 施策の展開

#### 1 人材の育成

##### (1) 子どもの環境活動・学習の場の提供

###### ア こどもエコクラブ\*

「こどもエコクラブ」は、環境活動に取り組む幼児から高校生までの子どもたちを支援するための活動です。県も地域事務局として、この活動を支援しています。(表2-1-3)

###### イ みどりの少年団

次代を担う少年少女がみどりを通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めるために結成された「みどりの少年団」の活動を支援しています。(表2-1-4)

表2-1-3 こどもエコクラブ登録状況

(平成28年4月1日現在)

	クラブ数	人数
長野県	35クラブ	1,675人
全国	2,127クラブ	122,129人

(資料：環境政策課)

表2-1-4 みどりの少年団登録状況

(平成28年1月1日現在)

	団数	団人数
長野県	175団体	23,188人
全国	3,421団体	329,846人

(資料：森林づくり推進課)

##### (2) 学校での環境教育・環境学習

小・中学校においては、学習指導要領に基づき、理科や総合的な学習の時間などを通じて、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れ、自然環境を大切に、保全しようとする気持ちを育んでいます。高等学校では、現代社会や理科の授業などで、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るなど、環境教育を推進しています。

###### ア 環境教育副読本等指導資料の作成

これまでに、小中高別に「環境教育指導資料」を刊行し、全県の小・中学校、高等学校に配布したほか、環境教育資料ビデオや森林・林業教育教材として副読本などを作成しています。

###### イ 環境教育の研修講座

環境教育に関わる指導者の育成を図るため、県総合教育センターにおいて、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に講座を開設し、研修を行っています。(表2-1-5)

###### ウ 環境関連学科の設置

県立高等学校に環境クリエイト科、環境システム科、環境化学科等の環境関連の学科を設け、環境保全や環境技術の実践的な学習に取り組んでいます。

\* こどもエコクラブ→p.180

表2-1-5 環境教育研修講座の概要

研修講座名	対象校種	研修講座の概要
かしこい消費者・エコ生活 ～持続可能な社会をつくる 家庭生活～	小・中・ 高・特支	消費者教育や環境学習の実践的ヒントを体験的に学びます。 講義 「家庭科における消費・環境に関わる指導と評価」 実習 「チャレンジ! エコで楽しい食生活」 演習 「環境に配慮した生活・暮らしの省エネ」 講義 「消費者教育の基礎」 講師 長野県金融広報委員会 消費生活アドバイザー
生徒の興味を高める環境実験 ～農業・工業・理科の授業 に活用しよう～	高	学習指導要領の趣旨を理解し、環境教育に関する調査・実験を通じて、効果的な指導方法を考えます。農業・工業・理科学科目における環境調査・実験の位置づけと役割を考えます。 講義 「学習指導要領における環境調査・実験の位置づけと運用」 講義・実習 「環境に関する調査・実験」 講師 長野県環境保全研究所 各分野部長 研究協議 「各学校における環境調査・実験の取組について」

(資料：教学指導課)

## 2 施設の活用

### (1) 烏川溪谷緑地

公園に対するニーズが多様化する中で、県営都市公園である烏川溪谷緑地では、現在ある自然を守り、多様で豊かな自然を活かしながら利用できる公園づくりを行っています。

公園内ではビオトープや林間、水辺の園路などが整備され、安曇野の自然を五感で感じることが出来ます。定期的に自然学習会、観察会なども開催され、環境教育、環境学習の場として活用されています。

また、当公園は水遊び、散策、写生、写真撮影などレクリエーション、文化活動の拠点として県内外の幅広い年齢層に利用されています。(表2-1-6)

表2-1-6 施設の概要(烏川溪谷緑地)

所在地	安曇野市穂高・堀金烏川地区
区域面積	約49.7ha(供用面積)
内容	・水辺エリア 環境管理事務所を拠点とした環境学習、交流の場(自然観察園路、溪流広場、ビオトープ) ・森林エリア 市民参加による里山の再生・活用(自然観察園路)

(資料：都市・まちづくり課)

### (2) 体験学習の森

県民の環境問題や森林づくりへの関心が高まる中、森林・林業についての理解と実践的な知識の普及を図ることを目的として森林・林業にかかる体験学習などを行っています。(表2-1-7)

表2-1-7 施設の概要(体験学習の森)

所在地	塩尻市大字広丘5792番地ほか
区域面積	191,306㎡
内容	・学習林及び実習林 県林業総合センター及び県総合教育センター受講者の学習の場(管理車道) ・森林体験 児童・生徒や教師を始め、多くの県民が林業体験などを通じ、森林の重要性を学習する場(炭窯・遊歩道・トイレ) ・ふれあいの森 一般県民が森林に親しめる多様な樹木などが植栽された快適な憩いの場(あずまや・遊歩道)

(資料：信州の木活用課)



(3) 八十二森のまなびや、県民の森

森林の公益的機能\*の保全の意識が高まる中、その学習拠点として、県鳥獣保護センターの機能も併せて整備し、森林・林業などに対する理解と普及啓発の促進を図っています。

県民の森は、県民のレクリエーションや自然探索、自然や森林に関する知識の普及と健康増進を図るために活用されています。(表2-1-8)

表2-1-8 施設の概要(八十二森のまなびや、県民の森)

	八十二森のまなびや ～ecology Bank82戸隠森林館～	美ヶ原県民の森	大平峠県民の森
所在地	戸隠森林植物園内	松本市入山辺	飯田市・木曾町
区域面積	木造平屋造(大断面集成材構造)1棟652㎡	120.85ha	248.19ha
内容	・体験ジオラマ ・戸隠の森林探検 ・マルチビジョンシアター ・森の図書室 ・情報サロン戸隠の自然 ほか	遊歩道、あずまや ほか	キャンプ場、遊歩道、便所 ほか

(資料：森林づくり推進課)

(4) 青年の家・少年自然の家

小中学校の林間学校や各種団体がキャンプや自然観察会、生物観察会などの自然体験活動を通じて、身近な自然環境について学んでいます。また、青年の家・少年自然の家においても、自然体験の提供を通して少年の健全な育成を図るため、施設周辺の自然環境や設備を最大限活かし、四季に応じた特色ある自主事業を実施しています。(表2-1-9)

表2-1-9 平成27年度青年の家・少年自然の家の自主事業(自然体験・環境学習関係)

施設名	期日	事業名	施設名	期日	事業名	
松川青年の家	4月5日ほか	木工教室①～⑦	須坂青年の家	4月26日	原木茸栽培に挑戦	
	4月11日ほか	南信州自然探訪①～⑩		5月24日	春の高原のトレッキング	
	4月18日ほか	草木染①～⑬		6月14日	烏帽子岳・湯ノ丸山登山	
	4月26日	野草を食べよう		7月13日	峰の原高原の野草とハーブを楽しむ	
	5月2日	春の自然観察		7月26日	根子岳登山と米子大瀑布	
	5月3日	カブトムシの飼育		8月13-15日	親子キャンプ	
	5月4日ほか	森キャンプ春夏秋冬		9月27日	四阿山・根子岳縦走	
	5月6日	タゴガエルの声を聞こう		10月18日	大笹街道での紅葉狩ほか	
	5月9-10日	春の野鳥観察		望月少年自然の家	5月15-17日	自然体験認定指導者養成講座
	5月17日ほか	アウトドアクッキング①～⑥			6月7日	アウトドアクッキング
	5月30-31日ほか	ファミリーキャンプ	7月4-5日		もちぎきリトルキャンプ	
	7月26日	セミとカブトムシ	8月29-30日		キャンプ&星空教室	
	8月2日	間沢川で遊ぼう	9月5-6日ほか		もちぎきタイニーキャンプ①～⑥	
	9月5日	秋の昆虫観察	9月12日		北八ヶ岳巡り	
	9月23日	サワガニ捕り	阿南少年自然の家		4月18-19日	山菜採りといちご狩り
	9月26日	化石採集			5月16-17日	化石採集と陶芸体験
	10月4日	野生きのご教室			6月6-7日	信州自然体験サポーター養成認定講習会
	10月31日	秋の植物図鑑		10月3-4日	里山ハイキング	
	12月6日ほか	森林整備研修①～⑧		11月7-8日	あなんタイニーキャンプ	
12月13日	森のリースづくり	2月20-21日		野鳥を知ろう		
2月6日	冬の野鳥観察					
2月11日	冬の自然観察					
2月13日	木の芽観察					

(資料：文化財・生涯学習課)

3 機会の充実

県内各地における各種講座、学習会、自然観察会等の開催や講師派遣など環境学習に取り組む機会を充実するほか、県環境保全研究所、県自然保護センターなどを活用するなど、県内各地域における自然観察の拠点づくりを行っています。

(p.20 第1章第4節3「県環境保全研究所の環境教育」、p.114 第5章第2節1(1)「自然観察インストラクター・自然解説団体による自然観察会の実施」参照)

\* 森林の公益的機能→p.181

# 第3節 環境影響評価による環境保全の推進

## 現状と課題

環境影響評価\*（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、あらかじめ、事業者自らが環境に与える影響を調査・予測・評価するとともに、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公表し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業としていくための手続です。

## 施策の展開

### 1 環境影響評価制度の主な経緯

県及び国における環境影響評価制度の主な経緯は表2-1-10に示すとおりです。

表2-1-10 県及び国における環境影響評価制度の主な経緯

主体	期日	事業名
長野県	昭和59年 1月 平成10年 3月 平成19年10月	長野県環境影響評価指導要綱 制定 長野県環境影響評価条例 制定（平成11年6月施行） 改正条例 制定 対象事業に風力発電所を追加
	平成27年10月	改正条例 制定 ・事業の計画段階における環境配慮のための手続の導入 ・事業着手後に実施する調査や報告に係る手続の充実 ・対象事業に大規模太陽光発電施設など新たな種類の大規模開発事業を追加
国	昭和59年 8月 平成 9年 6月 平成23年 4月	「環境影響評価の実施について」 閣議決定 環境影響評価法 制定（平成11年6月施行） 改正法 制定 ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の導入 ・環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の導入
	平成25年 6月	改正法 制定 放射性物質の除外規定を削除

（資料：環境政策課）

### 2 環境影響評価手続の実施状況

長野県環境影響評価指導要綱、長野県環境影響評価条例及び環境影響評価法に基づく平成27年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-11に示すとおりです。また、平成27年度は、長野県環境影響評価条例及び環境影響評価法に基づき、環境影響評価技術委員会の審議を行い、知事意見を表2-1-11のとおり通知しました。

→ 「資料編：表2-1-11 環境影響評価手続の実施状況」 p.131

表2-1-12 長野県環境影響評価条例及び環境影響評価法に基づく知事意見（平成27年度実績）

根拠	対象書類	事業名
条例	環境影響評価方法書	穂高広域施設組合（仮称）穂高クリーンセンターごみ処理施設整備事業
法	計画段階環境配慮書	一般国道153号伊駒アルプスロード

（資料：環境政策課）

### 3 長野県公共事業環境配慮制度

現行の環境アセスメント制度が対象としない事業の実施に当たっても、事業が環境に与える影響をできるだけ小さくすることが必要です。県では、「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を定め、県が実施する公共事業を対象に環境配慮制度を実施しています。

平成27年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-13に示すとおりです。

→ 「資料編：表2-1-13 環境配慮制度の手続実施状況」 p.131

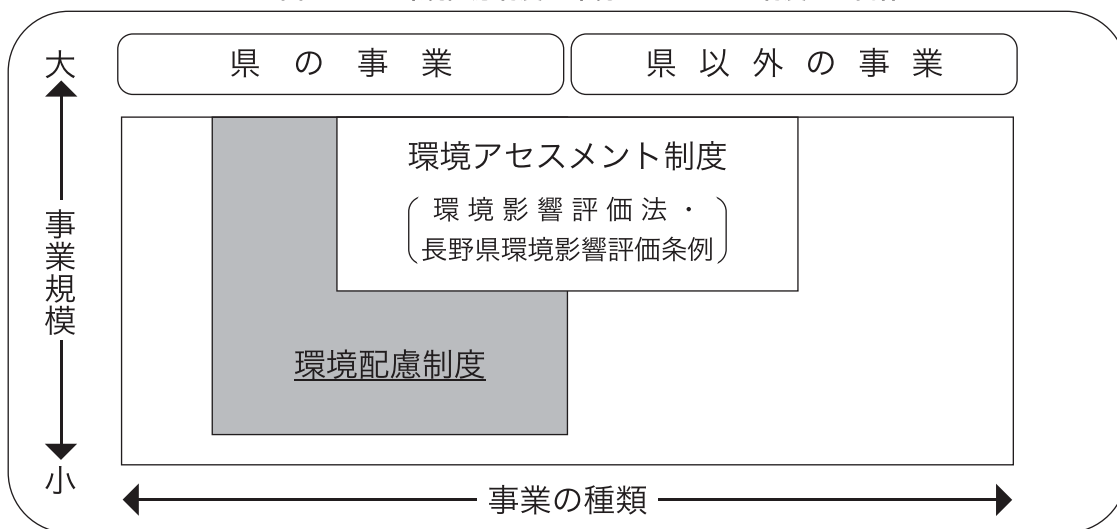
\* 環境影響評価→p.180

図2-1-1 環境配慮制度の対象となる事業一例

「道路の建設」「ダム建設」など、環境アセスメント制度対象事業のうち、規模が法や条例の対象未満の事業（一定規模以上）  
 例 「道路の建設（県道等）」 対象規模…長さ1km以上  
 （県条例では、4車線以上かつ長さ10km以上 ※第1種事業）

「建築物の建築」など、事業の種類そのものが法や条例の対象になっていない事業（制度によって定められた一定規模以上の事業）  
 例 「公園の整備」 対象規模…土地の形質変更面積 1ha以上  
 「建築物の建築」 対象規模…延べ面積 5,000㎡以上

図2-1-2 環境配慮制度と環境アセスメント制度との関係



平成28年度 信州豊かな環境づくり県民会議  
 環境保全に関するポスターコンクール優秀作品(小学生高学年の部)



上田市立丸子中央小学校6年  
 柴田 昌弥さん



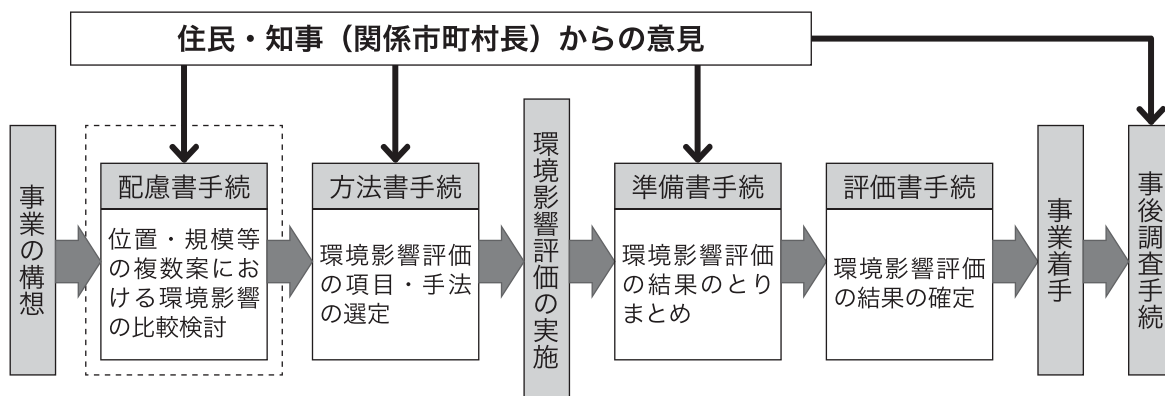
南箕輪村立南部小学校5年  
 熊谷 集さん

## 長野県環境影響評価条例の改正

### 1 計画段階環境配慮書手続の導入

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案の環境影響を比較検討することにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続である「計画段階環境配慮書手続」を導入しました。（施行日：平成28年10月1日）

【参考】改正後の環境影響評価条例における手続の流れ



### 2 事後調査手続の充実

事業の着手前にあらかじめ行われる環境影響評価手続の不確実性を補うため、事業着手後に調査・報告を行う「事後調査手続」について、事後調査の計画書の作成や、事後調査報告書に対する住民意見の提出等の手続を新たに導入しました。（施行日：平成28年1月13日）

### 3 条例対象事業の拡大

大規模太陽光発電事業など、従来は想定していなかった種類の事業による大規模開発に対応するため、次のとおり対象事業を拡大しました。（施行日：平成28年1月13日）

対象事業	第1種事業の要件	第2種事業の要件
水力発電所の設置	出力15,000kW以上	—
風力発電所の設置	出力5,000kW以上 (現行10,000kW以上)	—
地熱発電所の設置	出力5,000kW以上	—
太陽光発電所の設置	敷地面積が50ha以上	森林の区域等における敷地面積が20ha以上
送電線路の設置	17万V以上 かつ こう長が1km以上	—
工作物の用に供する一団の土地の造成	一団の土地の面積が50ha以上	森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上

※ 第1種事業は必ず環境影響評価の手続を実施する事業、第2種事業は環境影響評価の手続を実施するかどうかを知事が判定する事業



## 第4節 県環境保全研究所による調査研究等

### 現状と課題

県環境保全研究所は、環境の保全及び保健衛生の向上のため、分析・検査を行うとともに、環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、様々な調査研究に取り組んでいます。その成果を広範な県の施策に反映させるため、調査研究で得られた情報の提供や、普及・啓発を行い、県民に開かれた信頼される研究所を目指しています。

### 施策の展開

#### 1 県環境保全研究所の試験検査

行政施策を技術的に支援できる体制の整備と技術・知識の向上に努め、試験検査業務を行っています。

- 「資料編：表2-1-14 県環境保全研究所の試験検査（環境部分抜粋）（平成27年度）」 p.132
- 「資料編：表2-1-15 検査検体数（環境部分抜粋）（平成27年度）」 p.132

#### 2 県環境保全研究所の調査研究

平成27年度の主な調査研究は次のとおりです。（以下4テーマ以外は資料編 表2-1-16に掲載）

- 「資料編：表2-1-16 平成27年度長野県環境保全研究所調査研究テーマ一覧」 p.133～134

##### (1) 諏訪湖流域における非特定汚染源からの流出負荷に関する研究

諏訪湖では、湖沼法に基づく水質保全計画により、各種対策を実施しています。次期計画に向けた基礎資料として、大気中から湖面への降下物等による汚濁負荷調査を行っています。また、対策の効果を検証するため、上川、宮川の水質モニタリング調査を実施しました。

##### (2) 大気中微小粒子状物質(PM2.5)\*の効果的な削減方法に関する研究

PM2.5は、国外からの影響が大きいとされており、効果的な削減対策を検討するためには、国内外の各種発生源寄与割合を解明することが重要です。このため、山岳地域（八方尾根）における調査や、成分分析などを行い、地域遠方由来の特性について解析を行うとともに、近隣各県との広域調査に参加しました。

##### (3) 長野県の生物多様性の総合評価と保全に関する調査研究

県内の生物多様性を保全するため、「生物多様性ながの県戦略」の目標・行動計画に沿って調査研究を進め、目標達成に向けた評価や見直しに必要な情報を提供しました。（レッドリストの改訂、生物多様性ホットスポットの選定、草原生態系の保全と再生）

##### (4) 長野県における気候変動適応推進に向けた情報整備に関する調査研究

気候変動による影響は顕在化しつつあり、気候変動への適応が迫られています。このため、気候変動の状況をモニタリングするとともに、気候変動の予測と影響評価に関する研究を進めています。

また、「信州・気候変動適応プラットフォーム」において、自然生態系、農業、防災等における県の気候変動適応の検討を進めています。

なお、この研究の一部は、文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)」(平成27年度から5年間)の委託事業として実施しています。(気候変動の実態把握と予測、気候変動影響に関する調査と情報収集(主として動植物)、「長野県環境エネルギー戦略」の推進、気候変動適応に関する普及啓発及びリスクコミュニケーションの促進)

\* 微小粒子状物質(PM2.5)→p.182



### 3 県環境保全研究所の環境教育

#### (1) 施設公開と親子環境講座

平成27年7月25日に施設公開を実施しました。施設公開と合わせて、親子で楽しみながら環境保全や安心・安全な生活について学ぶ「親子環境講座」を実施しました。(表2-1-17)

表2-1-17 施設公開と親子環境講座 (平成27年度実績)

事業名	実施場所	参加者
施設公開	安茂里庁舎(「川の水生生物のかんざつ」「放射線をはかってみよう」「酸性雨をしらべてみよう」のテーマで体験学習) 飯綱庁舎(「自然の恵みとしての信州の食文化」をテーマとしたサイエンスカフェや、アロマオイルを使った虫除けスプレーづくりなど)	254人
親子環境講座	安茂里庁舎(植物の色素で水を調べよう、空気に重さって本当にあるの?ほか) 飯綱庁舎(五感を使った夏の森の自然観察会)	100人

(資料: 県環境保全研究所)

#### (2) 自然ふれあい講座と公開セミナーなど

年間を通じて、県民一人ひとりが自然環境などについて身近な場で学習できるよう、県内各地で自然ふれあい講座などを開催しました。(表2-1-18)

表2-1-18 自然ふれあい講座と公開セミナーなど (平成27年度実績)

	開催回数	内容と実施場所	参加者
自然ふれあい講座	7回	「自然史王国信州を歩く～なんじゃもんじゃの蛇紋岩～」(白馬村) 19人 「みんなで温暖化ウォッチ～セミのぬけがらを探せ!～」(大町市) 15人 (長野市) 19人 (松本市) 17人 (伊那市) 14人 (上田市) 21人 (飯田市) 18人	123人
公開セミナー	1回	「岳都の自然、今とこれから」(松本市)	89人
環境保全に取り組む市民大集合	1回	「つながりの輪を広げ、生きものにぎわいを守ろう」(木曾町)	約500人

(資料: 県環境保全研究所)

#### (3) サイエンスカフェ

信州の特色と魅力の源である「山と自然」の研究成果を紹介し、県民と職員がくつろいだ雰囲気でも語り合える場として、「山と自然のサイエンスカフェ@信州」を長野市において開催しました。また、生活と環境に関わる科学的な話題を提供し、理解を深めていただくことを目的として「人と環境のサイエンスカフェin信州」を諏訪市において開催しました。(表2-1-19)

表2-1-19 サイエンスカフェ (平成27年度実績)

	開催回数	テーマ名	参加者
山と自然のサイエンスカフェ@信州	8回	「カメラでウォッチング! 山の雪解け」 22人 「信州の草原の1万年」 17人 「信州の地学遺産とジオパーク」 28人 「シダ植物の多様性と進化」 30人 「信州のさかなの話」 28人 「里山と人との関わり～過去・現在・未来～」 30人 「センサーカメラがとらえた高山帯の生物多様性」 26人 「信州の伝統行事と生物多様性」 28人	209人
人と環境のサイエンスカフェin信州	1回	「すわの湖に学ぶ◇湖水と酸素のこれから」	28人

(資料: 県環境保全研究所)

#### (4) 講師派遣とインターンシップなどの受入れ

県、市町村、市民団体や教育機関などの主催する研修会や観察会などへの職員の派遣、職場体験学習、インターンシップなどの受入れなどを行いました。平成27年度の講師派遣やインターンシップなど環境教育に関する取組は300件でした。

## ● 第5節 景観形成、緑化の推進 ●

### 現状と課題

- 1 本県は、県土の約8割が森林に覆われたみどり豊かな森林県です。身近なみどりは、地域の個性を創りだし、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、動植物の生態系維持や防災などといった自然環境や生活環境の面においても重要な役割を果たします。こうしたみどりを守り、育て、増やし、そして次代に譲り渡す責任があることから、県では、様々な施策を実施しています。
- 2 本県は、雄大な山々や清らかな河川・湖沼などの多様な自然と数多くの歴史的・文化的景観資産に恵まれ、それらは田園やまち並みと融和して地域の特徴ある景観を形成しています。  
しかし、近年の都市化の進行などによりそれらの貴重な景観資産が失われる懸念があることから、本県の美しい景観の保全や良好な景観の創出のため、様々な施策を実施しています。

### 施策の展開

#### 1 快適な生活環境を確保するための基盤整備

##### (1) みどり豊かな都市公園の整備

都市公園は、都市にみどりや憩いの場を提供するとともに、大気浄化、騒音の遮断等の公害防止、災害時の避難・救援活動の場の提供など、うるおいのある良好な生活環境を保持するための大きな役割を持つ都市施設の一つです。

本県における都市公園は、平成28年3月末現在956箇所、面積約2,521haが開設されています。

都市計画区域内1人当たりの都市公園面積は、13.42㎡/人（平成27年度末）となっており、全国平均の10.2㎡/人（平成26年度末）を上回っていますが、市街地内の身近な公園を始めとするみどり豊かな都市公園の整備を更に進める必要があります。（表2-1-20）

都市にみどり豊かな憩いの場を提供するため、県都市公園（表2-1-21）を維持、管理するとともに、市町村が行う都市公園整備について、技術的支援をしています。

表2-1-20 都市公園整備量（平成28年3月31日現在）（面積単位：ha）

都市施設	公園							緑地	墓園 広場	合計	うち 開設済	都市計画 決定して いない開設 済都市公園	開設済 都市公園 合計
	街区	近隣	地区	総合	運動	特殊	広域						
箇所	355	72	38	35	10	5	2	30	4	551	510	446	956
面積	83.76	140.50	230.69	880.17	245.87	241.70	457.60	459.69	47.25	2,787.23	1,993.34	527.53	2,520.87

（資料：都市・まちづくり課）

※1 公園のほか緑地、墓園、広場の公共空地で開設済み状況を集計

※2 都市計画決定していないが地方公共団体が設置した都市計画区域内の公園、緑地を含む。

表2-1-21 県都市公園一覧（平成28年3月31日現在）（面積単位：ha）

公園名称	種別	所在地	都市計画 決定面積	供用開始面積		主要施設
				全体	うち 県管理分	
風越公園	近隣	飯田市	1.8	1.8	1.8	創造館、広場、野外劇場ほか
若里公園	地区	長野市	5.8	5.8	5.8	広場、図書館ほか
駒場公園	総合	佐久市	11.3	10.0	1.0	創造館
飯田運動公園	運動	飯田市	27.7	14.5	12.0	野球場、弓道場、多目的運動場ほか
長野運動公園	運動	長野市	22.2	22.2	4.1	野球場
伊那運動公園	総合	伊那市	14.7	10.6	2.0	野球場
松本平広域公園	緑地	松本市、塩尻市	149.9	152.3	141.6	総合球技場（アルウィン）、やまびこドーム、広場、庭球場、陸上競技場、体育館、マレットゴルフ場ほか
南信州広域公園	広域	売木村	53.8	53.8	53.8	オートキャンプ場、広場、散策園路ほか
烏川溪谷緑地	緑地	安曇野市	153.0	49.7	49.7	散策園路、広場ほか

（資料：都市・まちづくり課）

(2) 道路環境の整備

ア 道路の緑化

防災機能など良好な生活環境を保持するとともに、「うるおい」や「やすらぎ」のある良好な沿道環境を提供する道路緑化に配慮します。

イ 安全・安心な生活環境の提供

放射・環状道路の重点的な整備、歩行者・自動車の環境改善、沿道を含めた一体的な整備を図る街路事業を実施し、安全・安心で楽しく歩いて暮らせる集約型のまちづくりを推進します。

## 2 みどり豊かな空間の保全と創造

県では、「美しい信州のみどりづくり」をめざす緑化行政を推進しています。

特に、ゆとりとうるおいのある快適な郷土づくりに貢献する都市部の緑化については、現存するみどりの保全に努めるとともに、新たな緑化を推進します。

(1) 法律に基づく緑地の保全・創出

ア 都市計画法

都市の良好な風致を維持するため、風致地区の指定を推進するとともに、みどり豊かで良好な住宅市街地の形成を誘導するため、風致地区制度の一層の活用を図っています。本県においては、24箇所が風致地区として指定されています。

イ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内に存在する樹木又は樹木の集団のうち一定の基準に該当するものについては、保存樹又は保存樹林として促進を図っています。

ウ 工場立地法

良好な労働環境の形成とともに、産業活動と周辺環境の調和を図るために、工場の緑化を推進しています。

(2) みどりづくりの取組の強化

みどり豊かな郷土づくりを県民総参加で推進するため、毎年4月から5月までの間を緑化推進特別強調月間とし、植樹やみどりに親しむための各種行事などを実施しています。また、県民総参加による緑化活動を推進するため、公益財団法人長野県緑の基金と協力しながら活動の一層の充実を図っています。

### 3 美しい景観の保全と創出

#### (1) 景観施策の概要

地域の特性を活かした景観育成を図るため、平成4年3月に長野県景観条例を制定し、景観行政を進めてきました。また、平成16年6月に景観法が制定され、これに併せて屋外広告物法が改正されたことに伴い、平成17年度に長野県景観条例及び屋外広告物条例の改正並びに景観計画の策定を行いました。

県では、これまでの景観育成のための規制・誘導等の施策に加え、平成18年度からは地域の自律的な取組による景観育成の推進、平成24年度からは農村景観の保全・育成などの施策を実施しています。

#### (2) 景観育成施策の状況

県における景観育成施策の実施状況は、表2-1-22のとおりです。

表2-1-22 景観育成施策の状況

施策名	内 容
大規模行為の届出など	長野県景観条例では、建築物などの新築、増改築等一定規模以上の行為について届出が必要となっており、平成27年度は157件の届出がありました。（景観育成重点地域を除く。）
景観育成重点地域内等行為の届出など	県内4地域の景観育成重点地域*では、比較的小規模な建築行為等についても届出が必要となっており、平成27年度は1,474件の届出がありました。
景観育成住民協定の認定	地域住民の自主的な景観づくりによる良好な景観の育成を図るため、県では、景観育成住民協定*の認定を行っており、平成27年度末現在で168の協定を認定しています。
屋外広告物の規制	屋外広告物法及び条例により、屋外広告物を表示・設置できない物件や表示・設置してはならない広告物のほか、屋外広告物の表示の方法などを規制する地域を指定し、良好な景観の保全・育成などを行っています。

(資料：都市・まちづくり課)

### 4 歴史的・文化的環境の保全

国や県では、文化遺産のうち歴史上、芸術上並びに学術上価値の高いものを文化財に指定するなどして保護を図っています。歴史的・文化的環境に関わりのある建造物などの文化財の指定等については、表2-1-23のとおりです。

建造物や記念物の個別指定・登録による保護のほか、伝統的な建造物群や文化的な景観の選定により、地域固有の歴史的・文化的環境を保全しています。また、市町村が策定した「歴史的風致維持向上計画」に基づき、市町村とともに歴史的なまち並みの維持向上に取り組んでいます。

表2-1-23 文化財の指定等の状況

(平成28年3月31日現在)

区 分		件数	区 分 の 説 明
国	指定	5	重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるもの
		81	有形文化財のうち重要なもの
		6	古墳、城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）のうち特に重要なもの
		62	記念物のうち重要なもの
	選定	6	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境で我が国にとってその価値が特に高いもの
		2	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観のうち、我が国民の生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
	登録	493	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
県	指定	7	既指定の記念物以外のもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
		73	県の区域内に存する有形文化財のうち重要なもの
		180	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの

(資料：文化財・生涯学習課)

\* 景観育成重点地域→p.180、景観育成住民協定→p.180



## 第6節 各産業分野における環境負荷の低減の推進


### 1 環境に配慮した事業活動等の推進

#### (1) 環境に配慮した事業活動への支援

##### ア 県工業技術総合センターによる技術支援

県工業技術総合センター（以下、センターという）では、環境分野の製品や技術開発に関する課題について、技術相談、依頼試験、機器貸付、受託研究及び共同研究などにより、解決を図っています。

表2-1-24 平成27年度 依頼試験成果事例

黒色低温クロムめっき材の環境規制対応の支援	支援企業：豊実精工株（駒ヶ根市）
<p>支援企業では、各種精密機械部品用の表面処理に黒色クロムめっき材を供給しています。しかし、このめっき材は、クロム系の環境規制物質の基準値を上回る製品として出荷ができなくなることが課題でした。このため、センターでは、めっき材の環境規制物質に対する微量の元素分析や、品質管理に関する情報提供の支援を行いました。</p> <p>その結果、支援企業では、環境規制物質に対応した管理体制が確立し、取引先の新製品（右図）の表面処理に採用され、月900万円の売上につながりました。</p>	<p>レイデント処理の使用例</p>  <p>モノキャリア（写真提供/日本精工株）</p>

（資料：ものづくり振興課）

特に、製造工程内のロスのコストとして「見える化」するためのMFCA\*手法の導入や、製造現場のエアコンプレッサの運転効率改善を図る「ものづくり現場環境対応支援事業」などを通じて、県内企業の環境負荷低減と収益向上の両立を支援しています。

表2-1-25 平成27年度 ものづくり現場の環境対応支援事例

支援企業業種	成果
<p>株竹内農産（長和町） 食料品製造業</p>	<p>漬物工場のコスト削減を目的に、生産工程においてMFCA手法を導入し、生産工程内における課題の抽出と改善案の支援を専門家とともに行いました。</p> <p>MFCA手法の導入により、①冷蔵設備の電力、②エア漏れ、③包装ラインにおける人員配置、④原料廃棄などの課題を明らかにすることができました。改善策について検討を行った結果、<b>年間数十万円以上のコスト削減</b>が見込めるようになりました。また、企業における<b>環境負荷低減及びコスト削減に関する意識の向上</b>につながりました。</p>
<p>信州ビバレッジ株（松本市） 清涼飲料製造業</p>	<p>コンプレッサの効率的な運用を図ることで、省エネ改善によるコスト削減の支援を行いました。</p> <p>ペットボトルの成形に使用している2台の高圧コンプレッサについて、エア流量と電力量を測定・分析したところ、製品によっては1台で済むこと、また、2台で運転する際の効率的な運用方法が分かりました。これらにより、<b>年間数百万円の電気代の削減</b>が見込めるようになりました。</p>
<p>高島産業株（茅野市） 金属製品製造業</p>	<p>半導体関連工場で使用しているコンプレッサの電力使用量の削減を目的とした改善策の支援を行いました。</p> <p>3台のコンプレッサの流量及び電力を測定した結果、時間帯により1台を停止可能であることが分かりました。また、除電ブローでの運用改善や真空エジェクタの真空ポンプ利用により、<b>年間数十万円の電気代削減</b>が見込めるようになりました。これらに加え、コンプレッサをインバータタイプに交換することで、<b>さらに、年間100万円以上の電気代の削減</b>も可能であることが分かりました。</p>

（資料：ものづくり振興課）

また、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」に基づき、平成24年4月にセンターに設置された「次世代産業技術開発推進本部」の「グリーンファクトリー技術開発推進グループ」が、環境・エネルギー分野における有望な技術シーズの提案から各企業が取り組む応用研究の企画・実施・試作までの一貫した支援を行っています。

平成27年度には低エネルギーセンサーネットワーク技術研究会において、（株）阿智精機（阿智村）と「荷締めベルトにおける締付け荷重確認装置」を共同で開発しました。これは、貨物自動車の荷崩れを防止するための荷締めベルトのゆるみを検出し、無線で運転者に伝える装置であり、電池で1年以上の長時間使用ができるよう低消費電力化し、製品化につなげました。

\* MFCA→p.179



イ 県ホームページによる啓発

県ホームページに「環境情報ひろば」を開設し、製造業を中心とする中小企業向けに海外の環境規制情報など環境対応のための情報を発信しています。

(2) 環境マネジメントシステム導入に向けた取組の促進

ア 環境マネジメントシステム導入に向けた動き

事業者自らが活動全般にわたって、環境保全への取組を効果的に進めるため「環境マネジメントシステム」の導入が進められています。導入方法の一つとして、国際標準化機構（ISO）から平成8年9月に、この手続きなどに関する国際規格であるISO14001\*が発行されており、全国の事業者においてその取得が進められています。また、人的・資金的にISO14001の取得が困難な中小事業者向けに環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21\*」の認証取得を進めています。

イ 環境マネジメントシステム導入の促進について

中小製造業における環境マネジメントシステムの導入を促進するため、次の支援をしています。

(ア) ISO14001に関して

公益財団法人長野県中小企業振興センターにおいて、環境マネジメントシステム導入を目指す企業に対し、専門家による助言などを行う専門家派遣事業を実施しています。

(イ) エコアクション21に関して

一般社団法人長野県産業環境保全協会がエコアクション21地域事務局として、導入、構築、認証登録に向けた各種研修会やセミナーを実施しています。

(3) 環境に配慮する中小企業者に対する助成

ア 中小企業融資制度資金について

環境規制及びグリーン調達への対応に取り組む事業者や節電・省エネルギー対策のための設備の設置などを行おうとする事業者に対して、金融面から支援することにより、環境に配慮した設備導入などの促進を図っています（表2-1-26）。

表2-1-26 新事業活性化資金（防災・環境調和向け、節電・省エネ対策向け）の概要（環境部分抜粋）

資金名	融資対象者	利率	限度額	期間	備考
新事業活性化資金	① 製品における特定の化学物質の使用制限、再資源化のための製品回収に係る規制に対応するための研究開発、試験、生産設備導入等を行おうとする者 ② 環境物品等の調達に対応するための研究開発、試験、生産設備導入等を行おうとする者 ③ 環境保全、公害防止のため、環境保全設備、公害防止設備又は産業安全衛生設備の設置、改造又は修理及び公害の発生源である工場の移転又は公害の被害者の土地、建物等を取得しようとする者で知事が特に必要と認めた者 ④ 自ら使用する事業所における吹付け石綿の除去を行おうとする者 ⑤ 既設の産業廃棄物の最終処分場の延命化を図ろうとする者	年1.9%	設備 1億5,000万円 運転 3,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内) 建物等 13年以内 (うち据置3年以内) 運転 7年以内 (うち据置1年以内)	借入の際に必要な信用保証料については、県及び市町村で一部負担している。
	節電・省エネ対策向け	年1.6%	設備及び運転の合計で 5,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置1年以内)	借入の際に必要な信用保証料については、県及び市町村で一部負担している。

(資料：産業立地・経営支援課)

\* ISO14001→p.179、エコアクション21→p.179

イ ものづくり産業応援助成金について

地域の中核となる企業が、一定額以上の設備投資と、一定数以上の常勤雇用者を新たに雇用し、環境への配慮を行う場合、設備投資額に応じてものづくり産業応援助成金を交付しています（表2-1-27）。

表2-1-27 ものづくり産業応援助成金

助成区分	助成要件		助成率	助成限度額
	取得価額	新規常勤雇用者数		
県外からの新規立地	25億円以上	200人以上	20%以内	10億円
	50億円以上	150人以上		
	25億円以上	150人以上	15%以内	
	50億円以上	100人以上		
	25億円以上	100人以上	10%以内	
50億円以上	50人以上			
研究所の立地	3億円以上	5人以上	15%以内	6億円
新設(上記以外)	5億円以上	10人以上	5～15%以内	5億円
増設 (中小企業のみ)	航空宇宙特区内 上記以外	5億円以上	6%以内	
			5%以内	

(資料：産業立地・経営支援課)

海外の環境法規制に対する支援機関の紹介

【概要】  **広域首都圏輸出製品技術支援センター**  
Metropolitan Technical Support Network for Export Products

広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）は、広域首都圏公設試験研究機関（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市）が連携して実施する中小企業のための海外展開支援サービスです。

国際規格や海外の製品規格に関する相談や情報提供、海外の製品規格に適合した評価試験などの技術的な支援を行っています。



【サポートサービス】

<p>●海外規格情報の閲覧サービス（無料） ISOやIEC、JISなど主要な海外規格を専用端末か冊子で閲覧できます。（(地独)東京都立産業技術研究センターにおいてのみ閲覧可能です。）</p>	<p>●規格適合性評価試験サービス（有料） 海外規格に準拠した評価試験を実施しています。</p>
<p>●専門相談員による技術相談 電気、機械、化学などの海外規格に精通した専門相談員が、相談に応じます。 (予約制：無料、長野県相談員：篠崎厚志)</p>	<p>●海外規格情報の閲覧サービス（無料） 海外規格仕様に適合させた製品開発設計支援を実施します。（有料） 海外規格や輸出規制に関する技術セミナーや情報提供を行います。（一部有料）</p>

【“世界に勝つ”ものづくりセミナーを開催しました】

製品を世界市場に輸出するためには、優れた製品や、技術の特長を工業規格に提案する企業戦略、環境規制への対応が必要になります。本セミナーは、平成28年2月19日に、市場展開のための工業規格の提案と海外の環境規制の最新動向等を紹介するために開催しました。



【お問合せ先】

長野県工業技術総合センター 技術連携部門 (〒380-0928 長野市若里1-18-1)  
TEL:026-268-0602 E-mail gijuren@pref.nagano.lg.jp

## 2 環境にやさしい農業の推進

農業・農村は、食料の安定供給という重要な役割とともに、みどり豊かな県土の形成や地域社会の活力の維持、ゆとりとやすらぎの場の提供などの多様な役割を担っていますが、近年は、家畜ふん尿の処理問題や肥料成分の地下水への流出など、農業生産活動に伴う自然環境や生態系への影響も懸念されています。

農業は、自然の生態系機能を活用する物質循環型の産業であり、環境にやさしい農業生産活動を継続することが、水資源や自然環境を保全していくことにつながります。

地球環境問題などに対する関心が高まる中で、今後は、有機物のリサイクルや化学肥料・化学合成農薬をより削減した農業生産、自然エネルギーの活用等、環境と調和した農業生産を一層推進する必要があります。

### (1) 環境にやさしい農業の普及・推進

化学肥料・化学合成農薬を削減して生産された農産物の認証やエコファーマーの認定により環境にやさしい農業の普及・推進を行いました。

### (2) 有機農業の推進

「第2期長野県有機農業推進計画」に基づき、各種研修会の開催、有機農業基礎技術講座などに取り組みました。

### (3) GAP（農業生産工程管理）の推進

農業生産現場において、農産物の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産活動につながるGAPの取組を推進するため、適正な農業生産への改善指導を行う指導者を養成する研修会などを開催しました。

### (4) 環境保全型農業直接支援対策の実施

化学肥料、化学合成農薬を地域の慣行的な栽培方法による使用量から50%以上削減する取組と併せて地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献する営農活動、又は有機農業の取組に対し支援を実施しました。

#### <信州の環境にやさしい農産物認証>

化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して生産された農産物を認証しました。  
(平成27年度認証団体数54団体、平成27年度認証件数323件)

#### <エコファーマーの認定>

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、次の3つの技術を導入する農業者を認定しました。(平成27年度認定者数610人、平成27年度末認定者数4,107人)

- ①土づくり技術
- ②化学肥料低減技術
- ③化学合成農薬低減技術

### 3 環境に配慮した建設事業の推進

住宅・社会資本の整備及び更新などに伴い発生する建設資材廃棄物\*は、排出量が多く、本県の産業廃棄物及びその最終処分量に占める割合も高くなっています。また、不法投棄の多くは、建設資材廃棄物です。

平成25年度長野県産業廃棄物実態調査結果では、県内で排出された産業廃棄物434万1,000tのうち、建設業は約23%（100万9,000t）を占め、電気・水道業、製造業に次ぐ3番目の量を排出しています。

建設副産物\*の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令などに基づき、建設資材廃棄物の排出抑制や再資源化及び再生建設資材\*などの利用を促進することが課題です。県では、平成14年5月に公表した「長野県建設リサイクル推進指針」並びに、国土交通省及び地方自治体からなる協議会により公表された「建設リサイクル推進計画2015」により、再資源化などの促進に取り組んでいます。

平成26年3月27日に国土交通省が公表した「平成24年度建設副産物実態調査結果」によると、本県は2008年と比較して、建設副産物の再資源化率が向上しており、建設リサイクルの促進が図られていることが確認されており、引き続き、建設副産物の再資源化に努めていきます。（表2-1-28）

#### (1) 建設資材廃棄物の排出抑制

建設工事の計画・設計段階から施設の耐久性向上を図るとともに、維持管理・修繕を容易にするなど、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材発生が抑制される製品開発や利用、並びに建設資材の再使用などの取組に、関係者が適切な役割分担の下で、連携しつつ積極的に参加することとしています。

#### (2) 建設資材廃棄物の再資源化等の促進

県発注建設工事においては、コンクリート塊など建設工事で発生するがれき類について、破碎・選別などによって再生砕石、再生加熱アスファルト混合物などとして再資源化することとしています。これら特定建設資材\*の分別解体と、再資源化施設への搬入を徹底するため、発注者・受注者の協力の下、各工事単位での再生資源利用計画の作成と実施を推進しています。

#### (3) 再生建設資材等の利用促進

県では、再資源化により得られた再生建設資材利用を促進するため、関係者連携の下、特定建設資材廃棄物を用いた再生資材に係る需要の創出及び拡大に必要な調査、情報提供、並びに普及啓発に積極的に取り組んでいます。なお、再生資材の利用に当たっては、必要な品質を確保すること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することとしています。

また、再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）を使用するモデル工事を実施するなど、建設資材のリサイクルにより得られた再生建設資材の率先利用に努めています。

表2-1-28 長野県の建設廃棄物再資源化率等

区 分	2005年	2008年	2014年
建設廃棄物全体	92.5%	91.4%	96.3%
アスファルト・コンクリート塊	97.3%	98.8%	99.7%
コンクリート塊	97.5%	97.4%	99.7%
建設汚泥	20.9%	99.7%	69.3%
建設混合廃棄物排出量	5.3万t	4.7万t	5.1万t
建設木材（縮減含む）	94.4%	82.7%	94.4%
建設木材（縮減除く）	67.3%	76.0%	83.0%

※ 建設木材の縮減とは、焼却等による廃棄物の減量化を意味します。

（資料：国土交通省「建設副産物実態調査」）

〔再生建設資材の利用促進等に係る取組〕

#### (1) 利用基準策定による品質確保の取組

- ・再生砕石等の利用基準 (H21.6)
- ・再生加熱アスファルト混合物の利用基準 (H23.4)
- 利用原則と品質規格、安全性の条件等を明記。

#### (2) リサイクル資材利用促進の取組

- ・リサイクル製品（資材）利用促進モデル工事実施要領 (H21.9)
- 要領に基づく率先利用を図っている。

\* 建設資材廃棄物→p.180、建設副産物→p.180、再生建設資材→p.180、特定建設資材→p.182